



# 三重県公報

令和2年1月24日(金)

第 74 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
24	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	2
25	三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場の利用料金の承認	(スポーツ推進課)	2
26	公有水面埋立免許の出願及びその関係書類の縦覧	(水産基盤整備課)	15
27	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	16
28	同件	( 同 )	17
29	都市計画事業の事業計画の変更認可	(都市政策課)	17
30	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	17
31	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	( 同 )	18
<b>公 告</b>			
	軽油引取税に係る免税証を無効とした旨	(税収確保課)	19
	三重県環境影響評価条例による聴取会を中止する旨	(地球温暖化対策課)	19
	農用地利用配分計画の認可	(担い手支援課)	19
	家畜人工授精師免許証の交付	(畜産課)	20
	土地区画整理組合の設立の認可	(都市政策課)	20
<b>特定調達公告</b>			
	落札者を決定した旨	(病院事業庁)	20

告 示

**三重県告示第 24 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 2 年 1 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	いちご調剤薬局	鈴鹿市西条一丁目 19 番 22 号		薬局	令和元年 12月1日
薬局	矢の五薬局 希中央店	名張市希中央5番町19		薬局	令和元年 12月1日
薬局	さんあい薬局株式会社 小杉新町店	四日市市小杉新町153-3		薬局	令和2年 1月1日
薬局	なつめ薬局	津市広明町371-101号		薬局	令和2年 1月1日

**三重県告示第 25 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県営鈴鹿スポーツガーデン（愛称：三重交通G スポーツの杜 鈴鹿）及び三重県営総合競技場（愛称：三重交通G スポーツの杜 伊勢）の利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場の利用料金の承認（平成 31 年三重県告示第 129 号）は、令和 2 年 3 月 31 日限り廃止します。

令和 2 年 1 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 指定管理者

三重県体育協会グループ

代表者 公益財団法人三重県体育協会 理事長 村木 輝行

2 施設の名称及び利用料金の額

(1) 三重県営鈴鹿スポーツガーデン（愛称：三重交通G スポーツの杜 鈴鹿）

ア サッカー・ラグビー場

(ア) 施設

区 分			1 時間当たりの金額 (円)
メイングラウンド	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等 7,850 その他の者 9,950
		アマチュアスポーツ以外	102,140
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等 2,610 その他の者 3,660
		アマチュアスポーツ以外	14,140
第 1 グラウンド			1,880
第 2 グラウンド			1,880
第 3 グラウンド		全面	3,000
		2 分の 1 面	1,500
第 4 グラウンド			1,880
本部室			830
第 1 会議室			1,250

第2会議室	830
-------	-----

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
- 2 準備又は撤去するためにメイングラウンド又は第1グラウンドから第4グラウンドまでを利用する場合の金額は、それぞれメイングラウンドの項における「入場料を徴収しない場合」の「アマチュアスポーツ」又は第1グラウンドから第4グラウンドまでの項に掲げる金額とする。
- 3 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
- (1) 小学校就学前の者
  - (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者
- 4 本部室、第1会議室又は第2会議室において冷暖房を利用する場合の金額は、この表に定める金額に1時間（1時間に満たない時間は、1時間とする。）当たり100円を加算した額とする。

(イ) 設備

区 分			1時間当たりの金額（円）	
メイングラウンド	電光掲示板	アマチュアスポーツ	100	
		アマチュアスポーツ以外	310	
	照明灯	全部点灯	アマチュアスポーツ	9,420
			アマチュアスポーツ以外	159,230
		2分の1点灯	アマチュアスポーツ	4,710
			アマチュアスポーツ以外	79,610
		3分の1点灯	アマチュアスポーツ	3,140
			アマチュアスポーツ以外	53,420
	放送設備	アマチュアスポーツ以外	940	
	第3グラウンド及び第4グラウンド	照明灯	全部点灯	アマチュアスポーツ
アマチュアスポーツ以外				88,000
3分の2点灯			アマチュアスポーツ	3,450
			アマチュアスポーツ以外	58,660
2分の1点灯			アマチュアスポーツ	2,610
			アマチュアスポーツ以外	44,000
4分の1点灯			アマチュアスポーツ	1,300
			アマチュアスポーツ以外	22,000
放送設備		アマチュアスポーツ以外	940	

備考 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

イ 水泳場

(ア) 施設

a 専用利用の場合

区 分			単 位	1時間当たりの金額（円）
メインプール	入場料を徴収する場合	児童生徒等	2レーン	15,700
			追加1レーン	7,850
			全レーン	78,560
		その他の者	2レーン	28,280
			追加1レーン	14,140
			全レーン	141,420
	入場料を徴収しない場合	児童生徒等	2レーン	1,560
			追加1レーン	780
			全レーン	7,850
		その他の者	2レーン	2,820
			追加1レーン	1,410
			全レーン	14,140

サブプール	入場料を徴収する場合	児童生徒等	2レーン	15,710
			4レーン	31,420
			全レーン	56,570
		その他の者	2レーン	28,280
			4レーン	56,570
			全レーン	106,850
	入場料を徴収しない場合	児童生徒等	2レーン	1,570
			4レーン	3,140
			全レーン	5,650
		その他の者	2レーン	2,820
			4レーン	5,650
			全レーン	10,680
飛び込みプール	入場料を徴収する場合	児童生徒等	37,710	
		その他の者	75,420	
	入場料を徴収しない場合	児童生徒等	3,770	
		その他の者	7,540	
第1会議室				1,500
第2会議室				1,500
スタジオ				1,500
トレーニング室				1,500

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
- 2 準備又は撤去するためにメインプール、サブプール又は飛び込みプールを利用する場合の金額は、それぞれの施設の項における「入場料を徴収しない場合」に掲げる金額とする。
- 3 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
- (1) 小学校就学前の者
  - (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者
- 4 各会議室において冷暖房を利用する場合の金額は、この表に定める金額に1時間（1時間に満たない時間は、1時間とする。）当たり100円を加算した額とする。
- b 個人利用の場合

区 分			金額（円）
メインプール、サブプール、飛び込みプール及びトレーニングルーム	児童生徒等	1人1回につき	240
		回数券（11回分）	2,400
		1ヶ月券	2,260
	その他の者	1人1回につき	560
		回数券（11回分）	5,600
		1ヶ月券	5,020

- 備考 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
- (1) 小学校就学前の者
  - (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者
- (イ) 設備

区 分		1時間当たりの金額（円）
電光掲示板	入場料を徴収する場合	18,850
	入場料を徴収しない場合	1,880
放送設備	入場料を徴収する場合	1,130

備考 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

- (ウ) 用具

区 分		1日当たりの金額 (円)
各種競技用具一式 (競泳・水球)	大会で利用する場合	5,030
各種競技用具一式 (アーティスティックスイミング・飛込み)	大会で利用する場合	2,510

備考 利用時間が1日に満たないときは、1日とする。

ウ 庭球場

(ア) 施設

区 分			1面1時間当たりの金額 (円)	
センターコート	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	2,510
			その他の者	5,020
		アマチュアスポーツ以外		50,280
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	620
			その他の者	1,250
		アマチュアスポーツ以外		8,170
シェルターコート	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	1,040
			その他の者	2,090
		アマチュアスポーツ以外		20,950
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	410
			その他の者	830
		アマチュアスポーツ以外		4,190
屋外コート	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	830
			その他の者	1,670
		アマチュアスポーツ以外		16,760
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	310
			その他の者	620
		アマチュアスポーツ以外		2,720

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

2 準備又は撤去するために利用する場合の金額は、「入場料を徴収しない場合」の「アマチュアスポーツ」に掲げる金額とする。

3 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

(1) 小学校就学前の者

(2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

(イ) 会議室

区 分	1室1時間当たりの金額 (円)
コントロール室	630

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

2 コントロール室において冷暖房を利用する場合の金額は、この表に定める金額に1時間(1時間に満たない時間は、1時間とする。)当たり100円を加算した額とする。

(ウ) 設備

区 分			1時間当たりの金額 (円)
電光掲示板	アマチュアスポーツ		100
	アマチュアスポーツ以外		830
照明灯	センターコート	全部点灯	1,040
		アマチュアスポーツ以外	10,470
		2分の1点灯	アマチュアスポーツ

シェルターコート	アマチュアスポーツ	200
	アマチュアスポーツ以外	1,990
屋外コート	アマチュアスポーツ	200
	アマチュアスポーツ以外	1,780
放送設備	アマチュアスポーツ以外	940

備考 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

エ 体育館

(ア) 施設（会議室を除く。）

a 全部利用の場合

区 分		1時間当たりの金額（円）
アマチュアスポーツ	入場料を徴収する場合	7,110 (9,000)
	入場料を徴収しない場合	2,400 (3,030)
営利を目的として利用する場合		59,400 (74,270)
その他の催物	入場料を徴収する場合	35,610 (44,620)
	入場料を徴収しない場合	11,830 (14,870)

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

2 ( ) の金額は、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に利用する場合の額とする。

3 準備又は撤去するために利用する場合の金額は、「アマチュアスポーツ」の「入場料を徴収しない場合」の欄に掲げる金額とする。

b 部分利用の場合

区 分		単 位	1時間当たりの金額（円）
フットサル	児童生徒等	1面につき	520
	その他の者		1,040
バスケットボール	児童生徒等	1面につき	520
	その他の者		1,040
バレーボール	児童生徒等	1面につき	360
	その他の者		730
バドミントン	児童生徒等	1面につき	150
	その他の者		310
テニス	児童生徒等	1面につき	520
	その他の者		1,040
レスリング	児童生徒等	一式につき	520
	その他の者		1,040
卓球	児童生徒等	1台につき	100
	その他の者		200
その他	2分の1利用	児童生徒等	520
		その他の者	1,040
	4分の1利用	児童生徒等	310
		その他の者	620

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

(1) 小学校就学前の者

(2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

c 個人利用の場合

区 分		金額 (円)	
トレーニングルーム	高校生及びこれに準ずる者	1人1時間につき	70
		2時間券	140
		回数券 (11時間分)	700
		回数券 (22時間分)	1,400
		定期券 (1ヶ月)	1,250
	その他の者	1人1時間につき	140
		2時間券	280
		回数券 (11時間分)	1,400
		回数券 (22時間分)	2,800
		定期券 (1ヶ月)	2,720

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。  
 2 高校生及びこれに準ずる者には、中学生（保護者又は指導者を同伴して入場し、指導監督を受ける場合に限る。）を含めるものとする。  
 3 トレーニングルームにおけるその他の者とは、小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者を除く者とする。

(イ) 会議室

区 分	1室1時間当たりの金額 (円)
第1会議室、第2会議室、本部室及びトレーニング室	620 (830)

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。  
 2 ( )の金額は、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合の額とする。  
 3 第1会議室、第2会議室、本部室及びトレーニング室において冷暖房を利用する場合の金額は、この表に定める金額に1時間（1時間に満たない時間は、1時間とする。）当たり100円を加算した額とする。

(ウ) 設備及び器具

設備器具名	区 分	単 位	金額 (円)
温水シャワー	個人利用	1人1回につき	100
	アマチュアスポーツ	1日につき	1,570
	その他		2,090
湯沸設備	アマチュアスポーツ	1日につき	2,090
	その他		4,190
放送設備	アマチュアスポーツ	一式1時間につき	1,040
	その他		2,090
照明設備	全部点灯	アマチュアスポーツ	4,190
		その他	6,280
	2分の1点灯	アマチュアスポーツ	2,090
		その他	3,140
	4分の1点灯	アマチュアスポーツ	1,040
		その他	1,570
冷暖房設備	アマチュアスポーツ	1時間につき	5,230
	その他		7,850
競技器具一式 (全面利用)	アマチュアスポーツ	一式1時間につき	520
	その他		830

競技器具一式（部分利用）	アマチュアスポーツ	フットサル	一式1時間につき	310
		バスケットボール	一式1時間につき	310
		バレーボール	一式1時間につき	200
		バドミントン	一式1時間につき	100
		テニス	一式1時間につき	200
		レスリング	一式1時間につき	200
		卓球	1台1時間につき	100
		その他	一式1時間につき	200
	その他	フットサル	一式1時間につき	1,570
		バスケットボール	一式1時間につき	1,570
		バレーボール	一式1時間につき	1,040
		バドミントン	一式1時間につき	520
		テニス	一式1時間につき	1,040
		レスリング	一式1時間につき	1,040
卓球	1台1時間につき	520		
その他	一式1時間につき	1,040		

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。  
 2 各会議室及び本部室の冷暖房料は、1時間（1時間に満たない時間は、1時間とする。）当たり100円とする。

オ 多目的広場  
施設

区 分		1時間当たりの金額（円）
多目的広場	全面	940
	3分の2面	620
	3分の1面	310
	個人利用（2名以上から可）	200

備考 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

カ クライミングウォール  
施設

区 分		単 位	金額（円）
個人利用	児童生徒等	1人1時間につき	200
	その他の者	1人1時間につき	410
専用利用	児童生徒等	1時間につき	730
	その他の者	1時間につき	1,460

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

- (1) 小学校就学前の者
- (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者
- (2) 三重県営総合競技場（愛称：三重交通G スポーツの杜 伊勢）

ア 総合競技場の施設（会議室及びステージを除く。）

(ア) 全部利用の場合

区 分		1時間当たりの金額（円）	
体育館	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	2,510
		入場料を徴収する場合	7,330



	営利を目的として利用する場合	61,280	
	その他の催物に利用する場合	12,250	
体育館別館	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	1,250
		入場料を徴収する場合	3,770
	営利を目的として利用する場合	30,690	
	その他の催物に利用する場合	6,180	
陸上競技場	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	3,140
		入場料を徴収する場合	9,210
	営利を目的として利用する場合	76,470	
	その他の催物に利用する場合	15,400	
補助競技場	アマチュアスポーツに利用する場合	1,250	
	営利を目的として利用する場合	35,820	
	その他の催物に利用する場合	7,120	
付帯投てき場	アマチュアスポーツに利用する場合	1,250	
	営利を目的として利用する場合	35,820	
	その他の催物に利用する場合	7,120	
多目的広場	アマチュアスポーツに利用する場合	1,250	

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
- 2 体育館本館については、半面使用を認め、その利用料金は全面使用の半額とする。
- 3 準備又は撤去するために利用する場合の金額は、「アマチュアスポーツに利用する場合」の「入場料を徴収しない場合」の欄に掲げる金額とする。（補助競技場、付帯投てき場及び多目的広場を除く。）

(イ) 部分利用の場合

区 分		単 位	1時間当たりの金額(円)	
体育館	フットサル	児童生徒等	520	
		その他の者	1,040	
	バスケットボール	児童生徒等	520	
		その他の者	1,040	
	バレーボール	児童生徒等	360	
		その他の者	730	
	バドミントン	児童生徒等	150	
		その他の者	310	
	テニス	児童生徒等	520	
		その他の者	1,040	
	卓球	児童生徒等	100	
		その他の者	200	
	その他	2分の1利用	児童生徒等	520
			その他の者	1,040
4分の1利用		児童生徒等	310	
		その他の者	620	
バレーボール	児童生徒等	120		
	その他の者	250		

体育館別館	バドミントン	児童生徒等	1面につき	100
		その他の者		200
	卓球	児童生徒等	1台につき	80
		その他の者		160

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

(1) 小学校就学前の者

(2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

(ウ) 個人利用の場合

区 分			1時間当たりの金額 (円)
陸上競技場	児童生徒等	1人1時間につき	70
	その他の者	1人1時間につき	180
	児童生徒等 (夜間使用)	1人1時間につき	170
	その他の者 (夜間使用)	1人1時間につき	380
補助競技場	児童生徒等	1人1時間につき	50
	その他の者	1人1時間につき	100
	児童生徒等 (夜間使用)	1人1時間につき	150
	その他の者 (夜間使用)	1人1時間につき	300
付帯投てき場	児童生徒等	1人1時間につき	50
	その他の者	1人1時間につき	100
	児童生徒等 (夜間使用)	1人1時間につき	150
	その他の者 (夜間使用)	1人1時間につき	300
トレーニングセンター	高校生及びこれに準ずる者	1人1時間につき	60
		2時間券	120
		回数券 (22時間分)	1,200
		定期券 (1ヶ月)	1,040
		定期券 (3ヶ月)	2,820
	その他の者	1人1時間につき	120
		2時間券	240
		回数券 (22時間分)	2,400
		定期券 (1ヶ月)	2,300
		定期券 (3ヶ月)	6,280

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

(1) 小学校就学前の者

(2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

3 高校生及びこれに準ずる者には、中学生 (保護者又は指導者を同伴して入場し、指導監督を受ける場合に限る。) を含めるものとする。

4 トレーニングセンターにおけるその他の者とは、小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者を除く者とする。

5 夜間使用の照明については、個人利用の場合は、原則陸上競技場 10 名・補助競技場 5 名以上の使用に限り点灯する。

(エ) 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスを提供する場合

区 分			金額 (円)
店舗	1平方メートル当たり	1日につき	1,000

- 備考 1 利用時間が1日に満たないときは、1日とする。  
 2 面積が1平方メートル未満であるとき又は面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該平方メートル未満の数を1平方メートルとして計算する。  
 イ 総合競技場の会議室及びステージ

区 分		1時間当たりの金額(円)
体育館	第1会議室	660
	第2会議室	880
	第3会議室	660
	小会議室(アマチュアスポーツに利用する場合を除く。)	660
	応接室	1,040
	控え室(アマチュアスポーツに利用する場合を除く。)	660
	ステージ(アマチュアスポーツに利用する場合を除く。)	1,760
陸上競技場	会議室(1室当たり)	830~1,250
	特別室	3,140

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。  
 2 アマチュアスポーツ大会開催に伴って必要とする各室は、事前申請により施設利用料に含む。

ウ 総合競技場の設備等

(ア) 設備及び器具

設備器具名	区 分	単 位	金額(円)	
体育館	温水シャワー(個人利用)	アマチュアスポーツ	1人1回につき	100
		その他		150
	温水シャワー(団体利用)	アマチュアスポーツ	1日につき	1,200
		その他		1,860
	湯沸設備	アマチュアスポーツ	1日につき	1,200
		その他		1,860
	放送設備	アマチュアスポーツ	一式1時間につき	440
		その他		980
	ステージ照明	アマチュアスポーツ	1時間につき	760
		その他		1,100
	フロア2列照明	アマチュアスポーツ	1時間につき	880
		その他		1,200
	フロア4列照明	アマチュアスポーツ	1時間につき	1,760
		その他		2,420
	フロア6列照明	アマチュアスポーツ	1時間につき	2,640
		その他		3,620
	机	アマチュアスポーツ	1日1脚	60
		その他		80
	椅子 1人掛け	アマチュアスポーツ	1日1脚	40
		その他		60
椅子 4人掛け	アマチュアスポーツ	1日1脚	80	
	その他		170	
天幕	アマチュアスポーツ	1日1張	1,320	
	その他		2,110	

	ピアノ	アマチュアスポーツ	1台1時間につき	980
		その他		1,540
	冷暖房設備	アマチュアスポーツ	1時間につき	7,700
		その他		11,000
	電源装置（コンセント）	アマチュアスポーツ	1個口1時間につき	100
		その他		150
	持ち込み電源用具等	アマチュアスポーツ	1個口1時間につき	1,040
		その他		1,570
	競技器具一式	アマチュアスポーツ	1日につき	2,090
		その他		3,140
体育館別館	放送設備	アマチュアスポーツ	一式1時間につき	440
		その他		980
	フロア5列照明	アマチュアスポーツ	1時間につき	320
		その他		440
	フロア9列照明	アマチュアスポーツ	1時間につき	540
		その他		760
	冷暖房設備	アマチュアスポーツ	1時間につき	4,400
		その他		6,070
	電源装置（コンセント）	アマチュアスポーツ	1個口1時間につき	100
		その他		150
	持ち込み電源用具等	アマチュアスポーツ	1個口1時間につき	1,040
		その他		1,570
	競技器具一式	アマチュアスポーツ	1日につき	1,040
		その他		1,570
陸上競技場	温水シャワー（個人利用）	アマチュアスポーツ	1人1回につき	100
		その他		150
	温水シャワー（団体利用）	アマチュアスポーツ	1日につき	1,460
		その他		2,200
	湯沸設備	アマチュアスポーツ	1日につき	1,460
		その他		2,200
	放送設備	アマチュアスポーツ	一式1時間につき	520
		その他		1,150
	冷暖房設備	アマチュアスポーツ	1室1時間につき	100
		その他		150
		アマチュアスポーツ	全室1時間につき	2,090
		その他		3,140
	机	アマチュアスポーツ	1日1脚	60
		その他		80
	椅子 1人掛け	アマチュアスポーツ	1日1脚	40
		その他		60
	椅子 4人掛け	アマチュアスポーツ	1日1脚	80
		その他		170
天幕	アマチュアスポーツ	1日1張	1,320	
	その他		2,110	

大型映像装置	アマチュアスポーツ	一式1時間につき	3,770
	その他		7,540
照明灯 (全灯)	アマチュアスポーツ	1時間につき	29,330
	その他		35,200
照明灯 (2分の1灯)	アマチュアスポーツ	1時間につき	14,660
	その他		17,600
照明灯 (5分の1灯)	アマチュアスポーツ	1時間につき	5,860
	その他		7,010
照明灯 (10分の1灯)	アマチュアスポーツ	1時間につき	2,930
	その他		3,560
電源装置(コンセント)	アマチュアスポーツ	1個口1時間につき	100
	その他		150
持ち込み電源用具等	アマチュアスポーツ	1個口1時間につき	1,040
	その他		1,570
競技器具一式	アマチュアスポーツ	1日につき	7,330
	その他		11,000
競技用計測機器一式	アマチュアスポーツ	1日につき	10,470
	その他		15,710
補助競技場	写真判定棟	一式1時間につき	410
	冷暖房設備	1室1時間につき	100
	放送設備	一式1時間につき	100
	照明灯(4基)	アマチュアスポーツ	一式1時間につき
その他		2,720	
付帯投てき場	照明灯(3基)	一式1時間につき	1,780
			その他
補助競技場及び付帯投てき場	照明灯(5基)	一式1時間につき	2,510
			その他

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

2 利用時間が1日に満たないときは、1日とする。

(イ) 体育館用器具

品名	区分	単位(1日当たり)	金額(円)
卓球	アマチュアスポーツ	1台一式	50
	その他		80
バドミントン	アマチュアスポーツ	1コート一式	50
	その他		80
バレーボール	アマチュアスポーツ	1コート一式	100
	その他		150
バスケットボール	アマチュアスポーツ	1コート一式	100
	その他		150
テニス	アマチュアスポーツ	1コート一式	100
	その他		150
ソフトバレーボール	アマチュアスポーツ	1コート一式	50
	その他		80
移動式バスケットゴール	アマチュアスポーツ	1コート一式	520
	その他		780

フットサルゴール	アマチュアスポーツ	1コート一式	200
	その他		310
手動得点板	アマチュアスポーツ	1セット	100
	その他		150
連動式得点表示板	アマチュアスポーツ	一式	520
	その他		780

備考 利用時間が1日に満たないときは、1日とする。

(ウ) 陸上競技用器具及び計測機器

品名	区分	単位(1日当たり)	金額(円)
スターティングブロック	アマチュアスポーツ	1個	70
	その他		110
ストップウォッチ	アマチュアスポーツ	1個	100
	その他		150
ハードル	アマチュアスポーツ	1個	50
	その他		80
ヤリ	アマチュアスポーツ	1本	170
	その他		260
ハンマー	アマチュアスポーツ	1個	70
	その他		110
円盤	アマチュアスポーツ	1個	70
	その他		110
砲丸	アマチュアスポーツ	1個	70
	その他		110
棒高跳び用器具	アマチュアスポーツ	一式	920
	その他		1,380
走高跳び用器具	アマチュアスポーツ	一式	700
	その他		1,050
走幅跳び・三段跳び距離測定器	アマチュアスポーツ	一式	410
	その他		620
踏切板	アマチュアスポーツ	1本	100
	その他		150
全自動ピストル	アマチュアスポーツ	1個	120
	その他		180
YO式スタート発信装置	アマチュアスポーツ	一式	5,230
	その他		7,850
スターター拡声装置	アマチュアスポーツ	一式	3,980
	その他		5,970
写真判定装置	アマチュアスポーツ	一式	5,230
	その他		7,850
周回表示器	アマチュアスポーツ	1台	520
	その他		780
フィールド成績表示器	アマチュアスポーツ	1台	2,200
	その他		3,300
風向・風速計	アマチュアスポーツ	1台	520
	その他		780

光波距離測定装置	アマチュアスポーツ	一式	5,230
	その他		7,850
フィニッシュタイマー表示盤	アマチュアスポーツ	1台	5,230
	その他		7,850
ビーチパラソル	アマチュアスポーツ	1本	120
	その他		180
レーンナンバー表示器	アマチュアスポーツ	一式	520
	その他		780
電子式風力速報表示盤	アマチュアスポーツ	1台	2,200
	その他		3,300
電子式周回表示盤	アマチュアスポーツ	1台	2,200
	その他		3,300
電子式風力測定器	アマチュアスポーツ	1台	2,610
	その他		3,920
走幅・三段跳電子距離測定器	アマチュアスポーツ	一式	5,230
	その他		7,850
フィールド制限タイマー	アマチュアスポーツ	1台	2,200
	その他		3,300
サッカーゴール	アマチュアスポーツ	1対	1,040
	その他		1,560
人工芝	アマチュアスポーツ	1枚	100
	その他		150

備考 利用時間が1日に満たないときは、1日とする。

エ 五十鈴公園の利用料金

種 別	単 位	金額 (円)
行為の許可受者が次に掲げる行為をする場合		
(1) 物品の販売その他の営業を行うもの	日額1平方メートル	37
(2) ロケーションを行うもの	日額1台	1,320
(3) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行うもの	日額1平方メートル	37

備考 金額が、時間、日、メートル又は平方メートルを単位として定められている場合における端数についての処理は、それぞれ一単位として計算する。

3 利用料金の承認年月日

令和2年1月7日

4 利用料金の適用年月日

令和2年4月1日

三重県告示第26号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて、次のとおり免許の出願がありました。

なお、当該出願に係る関係書類は、令和2年1月24日から同年2月14日まで三重県農林水産部水産基盤整備課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。

令和2年1月24日

三重県知事 鈴木英敬

1 出願の年月日

令和元年12月16日

2 出願の名称及び住所並びにその代表者の氏名及び住所

出願者

三重県

津市広明町 13 番地

代表者

三重県知事 鈴木 英敬

津市広明町 13 番地

### 3 埋立区域

#### (1) 位置

三重県熊野市新鹿町 1662-2 番に接する道路の地先公有水面

#### (2) 区域（角度は、真北方位とする。）

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑨の地点を結ぶ平成 31 年の春分の日満潮位（T. P. +1.05 m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 2 級基準点 2K-N 〇.1（北緯 33 度 55 分 54 秒.3801、東経 136 度 08 分 56 秒.8125）から 67 度 15 分 34 秒 110.03m の地点

②の地点 ①の地点から 259 度 11 分 11 秒 6.65m の地点

③の地点 ②の地点から 349 度 03 分 43 秒 6.39m の地点

④の地点 ③の地点から 289 度 35 分 22 秒 6.95m の地点

⑤の地点 ④の地点から 349 度 03 分 43 秒 0.32m の地点

⑥の地点 ⑤の地点から 259 度 03 分 43 秒 4.45m の地点

⑦の地点 ⑥の地点から 349 度 03 分 43 秒 22.28m の地点

⑧の地点 ⑦の地点から 79 度 03 分 40 秒 1.46m の地点

⑨の地点 ⑧の地点から 349 度 03 分 43 秒 0.17m の地点

#### (3) 面積

362.62 m<sup>2</sup>

### 4 埋立てに関する工事の施行区域

#### (1) 位置

三重県熊野市新鹿町 1662-5 番、1662-31 番及び 1662-2 番の地内及び土地に接する道路内並びに地先公有水面

#### (2) 区域（角度は、真北方位とする。）

次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点を結んだ線により囲まれた区域

㊸の地点 2 級基準点 2K-N 〇.1（北緯 33 度 55 分 54 秒.3801、東経 136 度 08 分 56 秒.8125）から 77 度 58 分 58 秒 133.03m の地点

㊸の地点 ㊸の地点から 259 度 11 分 11 秒 62.69m の地点

㊹の地点 ㊸の地点から 349 度 11 分 11 秒 68.16m の地点

㊹の地点 ㊹の地点から 169 度 11 分 11 秒 42.89m の地点

#### (3) 面積

3,597.97 m<sup>2</sup>

### 5 埋立地の用途

道路用地

### 三重県告示第 27 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 2 年 1 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン四日市尾平ショッピングセンター

四日市市尾平町字天王川原 1805 番地ほか

#### 2 四日市市から聴取した意見



意見なし

- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和2年1月24日から同年2月25日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

---

### 三重県告示第28号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和2年1月24日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール津南  
津市高茶屋小森町145番地ほか187筆
- 2 津市から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和2年1月24日から同年2月25日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

---

### 三重県告示第29号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和2年1月24日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 施行者の名称  
桑名市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
桑名都市計画道路事業  
8・7・5号 桑名駅自由通路
- 3 事業施行期間  
平成29年3月7日から令和4年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成29年三重県告示第143号の事業地のうち、桑名市桑栄町地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分  
桑名市大字東方字市ノ縄

---

### 三重県告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和2年1月24日

三重県知事 鈴木 英 敬

第1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 365号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
いなべ市大安町片樋字下垣内 1310 番 6 地先 から いなべ市大安町片樋字下垣内 1144 番地先 まで	旧	14.6~19.8	201.8
	新	18.3~25.1	201.8

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 四日市鈴鹿環状線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市尾平町字中村前 2099 番 1 地先 から 四日市市尾平町字新平川原 1682 番 3 地先 まで	旧新	8.0~36.7	208.0
	新	8.0~36.0	175.0

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 上稲葉羽野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市稲葉町字稲初垣内 755 番 1 地先 から 津市稲葉町字稲初垣内 756 番 1 地先 まで	旧	8.7~11.4	18.5
	新	9.7~12.0	18.5

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 六軒鎌田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市松崎浦町字栄 584 番地先 から 松阪市松ヶ島町字薬師前 853 番地先 まで	旧新	3.8~7.3	100.0
	新	6.0~16.8	126.7

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 松阪青山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市霧生字樋の口 2243 番 29 地先 から 伊賀市霧生字冷ヶ窪 2234 番 1 地先 まで	旧	8.6~21.9	54.9
	新	13.4~29.8	54.9

三重県告示第 31 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。  
 令和 2 年 1 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 365 号	いなべ市大安町片樋字下垣内 1310 番 6 地先 から いなべ市大安町片樋字下垣内 1144 番地先 まで	令和 2 年 1 月 24 日
県道 嬉野美杉線	松阪市嬉野釜生田町字弥五郎垣内 1413 番 1 地先 から 松阪市嬉野釜生田町字ミコブ前 1451 番 1 地先 まで	令和 2 年 1 月 24 日
県道 松阪青山線	伊賀市霧生字樋の口 2243 番 29 地先 から 伊賀市霧生字冷ヶ窪 2234 番 1 地先 まで	令和 2 年 1 月 24 日
県道 鶴殿熊野線	南牟婁郡紀宝町神内字後地 1430 番 9 地先 から 南牟婁郡紀宝町神内字後地 1427 番 2 地先 まで	令和 2 年 1 月 31 日

公 告

三重県県税条例施行規則（昭和 34 年三重県規則第 48 号）第 68 条の 8 第 1 項の規定により届出のありました軽油引取税に係る免税証については、無効とします。

令和 2 年 1 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

免税証の種類	用途	番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の名称
100 ㊦券	農業	61805436636	1	平成 30 年 12 月 12 日～令和元年 12 月 11 日	株式会社ジェイエイサービス伊勢 玉城給油所

令和元年 12 月 20 日付け三重県公報第 66 号で公告した、都市計画道路 鈴鹿亀山道路に係る環境影響評価に関する聴取会について、意見陳述の申出がなかったため、中止します。

令和 2 年 1 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

令和 2 年 1 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
農事組合法人 向平営農組合	いなべ市	いなべ市北勢町向平字谷上 1044-1 ほか 2 筆
高田 治夫	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字神森字神森 195-B01
内田 孝弘	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字千草字出口 8036
株式会社 ふぁーむまつおか	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字千草字葛原 7841 ほか 1 筆
高田 幸司	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字福村字樋口 340-B01 ほか 12 筆
芝田 篤	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字永井字西畑 3351 ほか 3 筆
舘 成實	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字田口新田字児ヶ島 3144 ほか 2 筆
河内 英幸	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字杉谷字木貝戸 2637 ほか 4 筆
服部 慎司	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字竹成字永長 4450 ほか 14 筆
萩 寛文	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字下村字馬淵 1851 ほか 5 筆
黒田 清和	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字田口新田字北沢 601-2 ほか 3 筆
石川 雅人	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字永井字北浦 511-1 ほか 2 筆
株式会社 林営農センター	津市	津市小舟分出 1222 ほか 1 筆
山口 英美	松阪市	松阪市高町 1184 番地 1 ほか 4 筆
有限会社 茶工房香肌	松阪市	松阪市飯高町下滝野字中道 408-1 ほか 52 筆
株式会社 小林農産	多気郡明和町	多気郡明和町大字有爾中平田 903-1

渡邊 裕司	度会郡明和町	多気郡明和町大字有爾中五反田 157-1 ほか6筆
小林 誠	度会郡玉城町	度会郡玉城町世古出口 144
五舛出 圭史	伊賀市	伊賀市下神戸原代 1422 ほか26筆
南出 千晶	伊賀市	伊賀市川西畑田 1510
山下 弘文	伊賀市	伊賀市山畑野畑 5269 ほか2筆
山下 行信	伊賀市	伊賀市山畑湯屋 1542 ほか3筆
松永 孝	北牟婁郡紀北町	北牟婁郡紀北町中里栗原 251 ほか75筆
林 紀男	北牟婁郡紀北町	北牟婁郡紀北町中里岡ノ鼻 154-1 ほか2筆

- 2 農用地利用配分計画の認可日  
令和2年1月24日

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第18条の規定により、次のとおり家畜人工授精師免許証を交付しました。

令和2年1月24日

三重県知事 鈴木 英 敬

氏 名	免許番号	免許年月日	備 考
北脇 貴史	964	令和元年12月23日	牛

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、鈴鹿PAスマートIC周辺土地区画整理組合の設立を次のとおり認可しました。

令和2年1月24日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 組合の名称  
鈴鹿PAスマートIC周辺土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
令和2年1月24日から令和5年3月31日まで
- 3 施行地区  
鈴鹿市山本町字折子、字北今辻、字ダズ林野、字茱萸木沢及び字新林の各一部並びに同市大久保町字折子及び字地藏久保の各一部
- 4 事務所の所在地  
鈴鹿市神戸1丁目18番18号 鈴鹿市産業振興部産業政策課内
- 5 設立認可の年月日  
令和2年1月24日
- 6 事業年度  
初年度は令和2年1月24日から同年3月31日まで、次年度以降は毎年4月1日から翌年の3月31日まで
- 7 公告の方法  
組合事務所の掲示場及び鈴鹿市役所の掲示場に掲示します。

**特定調達公告**

次のとおり落札者を決定しましたので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成11年三重県病院事業庁管理規程第15号）第12条の規定により公告します。

令和2年1月24日

三重県病院事業庁長 加 藤 和 浩

- 1 物品等の名称及び数量 X線一般撮影装置 一式

2 担 当 部 局	三重県津市広明町 13 番地 三重県病院事業庁県立病院課
3 落 札 者 決 定 日	令和 2 年 1 月 10 日
4 落 札 者	三重県伊勢市小木町 478-1 株式会社中辻大誠堂 代表取締役 三宅 努
5 落 札 金 額	入札価格 33,900,000 円 契約金額 37,290,000 円
6 決 定 手 続	一般競争入札
7 入 札 公 告 日	令和元年 11 月 26 日

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---